

# 会計基準の国際化における 中小企業の会計基準のあり方

国 田 清 志\*

## I はじめに

近年、国際的な会計基準のコンバージェンス (convergence)、より具体的にいうと、国際会計基準 (IAS) 及び国際財務報告基準 (IFRS) (以下、まとめて IFRS とする) に、どのように対応するかという問題が様々に議論されている。しかしながら、このような会計基準の国際化 (国際的調和化) をめぐる動きのなかで、中小企業に適用される会計基準はどのようなべきものであるか、さらに各国の会計制度の中でそれらをどのように位置づけていくかという国内的調和化の問題はあまり議論されていないように思われる。そこで、本稿では、会計基準の国際化の動向を確認しつつ、わが国の会計基準の国際化への対応可能性について検討を行った上で、わが国における会計基準の国内的調和化の問題を考察することを目的としている。特に、「中小企業の会計に関する指針」を対象とし、わが国の会計制度における中小企業向けの会計基準のあり方を探っていききたい。

## II 会計基準の国際化の動向

2007年8月8日、企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) は、会計基準の質の高い融合に向けたコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考えのもとに、2005年3月から開始している日本基準と IFRS のコンバージェンスを加速することの合意 (通称「東京合意」) を発表した。これによって、日本基準と IFRS の間の重要な差異について、2011年6月30日を最終目標期日として、段階的にその解消が図られることになる。

もともと IFRS は、世界の資本市場の参加者等の利害関係者がその経済的意思決定を適切かつ合理的にできるように役立つ財務諸表をはじめとする財務情報について、企業が、高品質であり、透明性があり、かつ比較可能である情報を作成して、これらの開示を行うことを目的として開発されているものである。全世界規模での会計基準の国際化に対するアプローチはいくつか考えられるが、大別するとアダプション (採用)・アプローチとコンバージェンス (収斂)・アプローチが想定できる。なお、両アプローチにおける具体的な対応型を以下にまとめている<sup>1)</sup>。現時点では、

\* 専修大学商学部准教授

わが国は、「東京合意」にあるように、コンバージェンス・アプローチの相互承認型を採用している。

#### 会計基準の国際化へのアプローチ

アダプション・アプローチ	①完全採用型
	②不完全採用型
	③ダブルスタンダード採用型
コンバージェンス・アプローチ	④最終統一化型
	⑤相互承認型

(注) 岩崎勇「会計基準のコンバージェンスと配当規制」学会報告を参考に一部筆者により修正している。

アダプション・アプローチにおける①完全採用型は、自国の会計基準を廃止して、IFRSを完全に受け入れる方法である。ニュージーランドは2005年、オーストラリアは2007年からそれぞれIFRSを採用している。カナダは、2011年までに自国の会計基準としてIFRSを採用し、これを公的責任のある企業（publicly accountable entities）に適用することとしている<sup>2)</sup>。また、インドは、2011年4月1日以降、上場企業や公益企業（銀行、保険会社及び大規模企業）にIFRSを強制適用することを決定した。その他、ブラジルは、2010年から上場企業及び金融機関（非上場企業を含む）に対してIFRSの強制適用を予定している。

②不完全採用型は、自国基準を廃止して、IFRSの大部分のものを受け入れるが、一部を除外（カーブアウト）する方法である。EUは、2005年1月1日以降、EUの上場企業約7,000社にIFRSに基づく連結財務諸表の作成を要求しているが、IFRSやその解釈指針が新規に作成される都度、EUの環境に適合しているかどうかを検証することとされている。当初のEUにおける承認の過程で、金融商品に関するIAS第39号のヘッジ会計の一部が承認されなかった。このために、結果としてEUの採用するIFRSは、IASBの作成するIFRSとは異なっている。

③ダブルスタンダード採用型は、自国基準を維持しながら、IFRSを承認するという形で受け入れる方法である。米国証券取引委員会（SEC）は、2007年11月に、SECに登録する外国企業がIFRSに基づく財務諸表を用いる場合には、これまで要求していた差異調整表の作成を求めないとの決定をした。さらに、米国

の上場企業にも米国会計基準またはIFRSのどちらかを選択できるようにすることが必要かどうかの検討も行っている。もし、選択適用が可能になれば、ここでは、2つの会計基準（ダブルスタンダード）が並存することとなる。

これに対してコンバージェンス・アプローチにおける④最終統一化型は、自国基準とIFRSの差異を計画的に解消していきながら、最終的に世界に1つの会計基準を設定して統一化する方法である。この方法により、もし現行のIFRSに統一化されたとするならば、アダプション・アプローチの①完全採用型による方法と結果的には同じ会計基準によって財務諸表を作成することになる。しかし、企業を取り巻く経営環境等によってIFRSが改正されたり、新しいIFRSが公表されたりした場合、①完全採用型は基本的にこれを無条件に自国基準として受け入れることになるが、④最終統一化型は、改めて差異解消のための調整を行っていくことになる。

⑤相互承認型は、重要な差異調整を図り、両当事者が相互に受け入れられる程度まで会計基準を統合していく方法である。既述のように、わが国のASBJはこの立場を採用し、2011年までは相互承認という形によりコンバージェンスが進められている。その他、相互承認の具体的な方法には、国内企業については自国基準を強制し、海外企業についてはIFRSを認める海外企業容認・ダブルスタンダード型、外国企業及び国内企業のうちEUや米国などの海外市場に上場している企業にのみに、IFRSを認める限定的国内企業容認・ダブルスタンダード型、国内・国外企業について自国の基準のほかにIFRSの使用を承認する全企業容認・ダブルスタンダード型が考えられる<sup>3)</sup>。

現在の米国は、当面はコンバージェンス・アプローチを採用するものの、将来的にはアダプション・アプローチへ転換する可能性も示唆している。例えば、米国会計基準審議会（FASB）は、公開企業に対して、米国基準に代えて、IFRSを適用するようすべきであり、そのための移行計画を明確ですべきである趣旨を表明している<sup>4)</sup>。このことはわが国の会計基準の国際化ならびにその対応を検討していく上でも重要な問題となってくる。

そこで、会計基準の国際化へのわが国の対応をめぐる会計制度上の課題について、これらの諸外国の動向を念頭において検討していく。わが国の会計基準の国際化は、「東京合意」により、これまでに以上に加速されることとなった。そこでは、まず、証券市場での公開企業あるいは資本市場指向的な企業の連結財務諸表を中心に金融商品取引法会計の課題を検討しなければならないと思われる。これまでは、欧州規制当局委員会（CESR）のいわゆる同等性評価に見られるように<sup>5)</sup>、主に現行の会計基準とIFRSの差異それ自体が問題とされてきた。しかし、今後はIFRSそのものの妥当性や適用可能性などの諸問題と会計制度の整備が大きな問題となりうるし、さらに、IFRSの導入それ自体がわが国の会計制度や経済社会に与える影響も無視できない<sup>6)</sup>。

ここで、郡司健教授の見解<sup>7)</sup>を参照しながら、会計基準の国際化へのわが国の対応の可能性を考えていきたい。まず、IFRSの受け入れについては、グループ企業の報告である連結財務諸表のみに限定するべきか、あるいはこれをさらに個別財務諸表にまで拡げて適用するべきかの問題がある。次に、IFRSを、金融商品取引法会計が密接に関わる上場企業（ここには上場認可申請企業等を含む）を中心とする資本市場指向的な企業に限定するべきか、あるいはこれを非上場または非資本市場指向的な企業まで拡げる適用するべきかの問題がある。

これらの問題に関しては、すべての企業の個別財務諸表レベルまで拡大して適用させることまで考慮する必要はないと思われる。なぜならば、会計制度は、わが国の社会的制度の1つであり、関連する他の諸制度との調整を図りながら、会計の利害調整目的を考えていかなければならないからである。以上のことから、連結財務諸表・個別財務諸表と資本市場指向的な企業・非資本市場指向的な企業の2つの次元によるIFRS適用の可能性と現行の会計基準（国内基準）との関係は以下のように示されるであろう<sup>8)</sup>。

会計基準の国際化へのわが国における対応可能性

情報提供会計	資本市場指向的企業	非資本市場指向的企業	
連結財務諸表	[A] IFRS	[B] IFRS ..... 国内基準	
個別財務諸表	[C] IFRS ..... 国内基準	[D] 国内基準	利害調整会計

(出所) 郡司健「会計基準のコンバージェンスへの対応とその制度的課題」『企業会計』第60巻第2号、9頁を一部筆者が修正している。

IFRSの受け入れに関しては、なによりも資本市場指向的な企業の連結財務諸表が中心となり[A]、非資本市場指向的な企業の連結財務諸表についてもIFRSの選択適用を認めることが可能である[B]とされる<sup>9)</sup>。これは会計の情報提供目的を中心とした領域にIFRSを適用していく方向性として捉えることができるであろう。ただし、[B]については、株式の非公開企業であるので投資家といった利害関係者は限定的であるといえるので、そこでは連結財務諸表ベースであったとしても、必ずしもIFRSを適用しなければならないという考え方はなじまないと思われる。

特に、重要な問題の1つは、金融商品取引法会計の対象領域である[A]と[C]の資本市場指向的な企業の個別財務諸表である<sup>10)</sup>。現行を含めてこれまでわが国では、金融商品取引法会計において、連結財務諸表及び個別財務諸表について共通の会計基準を適用してきた。これを遵守すれば、[C]の個別財務諸表にもIFRSを適用せざるを得ないこととなる。

この場合、個別財務諸表に関しては、まず国内基準に従って個別財務諸表(I)を作成し、次に連結財務諸表作成のために、IFRSによる個別財務諸表(II)を作成することも考えなければならない<sup>11)</sup>。

なぜならば、わが国における連結財務諸表の作成においては、個別財務諸表基準性の原則という考え方<sup>12)</sup>があり、連結財務諸表と個別財務諸表の作成基礎を分離することは理論的に難しいと思われる。さらにこの考えに従った場合には、IFRSを「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として社会的な承認をすることも条件となってくる。つまり、[C]の個別財務諸表の作成において、IFRSを選択する場合には、国内基準とIFRSによる個別財務諸表を2つ作成しな

なければならない。なお、ここでの個別財務諸表（Ⅰ）の役割は、わが国における利害調整目的に資する財務諸表ということになる。

結果的に、有価証券報告書には、IFRS 連結財務諸表とともに IFRS 個別財務諸表（Ⅱ）を公表することになるが、資本市場指向的企業に対する会社法会計すなわち会計の利害調整目的の存続は確保される<sup>13)</sup>。資本市場指向的企業における個別財務諸表を IFRS で作成するのか、国内基準で作成するのか、あるいはそれぞれの会計基準によって財務諸表をそれぞれ作成するのかは、今後の会計制度の対応のあり方にとって大きな課題である。

また、当面、IFRS の適用に影響されないように見える [D] については、会社数が最も多く、非公開の中小企業を中心とする会計領域であり、より慎重な配慮がされなければならない<sup>14)</sup>。そこでは、個別財務諸表の作成に IFRS を認めるとした場合、個別財務諸表の会計基準は、IFRS（SEM 会計基準を含む）、国内基準及び「中小企業の会計に関する指針」の3種類となり、複雑な体系になってしまうという実務面からの問題も指摘されている<sup>15)</sup>。逆に考えると、わが国の会計制度に IFRS を受け入れるためには、これらの問題を解決することが条件となるのかもしれない。

IFRS の受け入れを考える際の問題として、IFRS が主に連結ベースでかつ情報提供機能（経済的意思決定有用性）を目的として基準が設定されているという点を考慮する必要がある。そこでの会計情報は、目的適合性を重視し、検証可能性を副次的に考えているので、各国で固有の配当規制や税金計算等の考え方、言い換えれば、利害調整目的に適合しない基準となっているといえる。そこで、会計の利害調整目的を果たすためには、EU で採用されているように<sup>16)</sup>、連結財務諸表と個別財務諸表の分離（いわゆる連単分離）の形をとることが考えられる。

### Ⅲ 「中小企業の会計に関する指針」の基準設定の考え方

中小企業の会計については、これまで中小企業の実態に応じて、専門家の協力を得ながら実務面での対応が図られてきたが、中小企業経営をめぐる環境の構造

的・抜本的な変化、会社法（旧商法）のディスクロージャーの現実的要請など中小企業の会計は大きな変革期を迎えている。このような問題意識から中小企業の会計の望ましいあり方についての検討の成果が示されることになった。それが、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小企業会計指針」とする）である。では、「中小企業会計指針」の公表経緯を確認しながら、現在の会計制度上にどのように受け入れられているのか、さらにはその運用に関する事項に立ち入って、その制度的受容性の検討を行っていく。

これまで中小企業の会計に関連した基準や報告書としては、2002年6月に中小企業庁より「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表されており、さらに同年12月には、日本税理士会連合会より「中小会社会計基準」が公表されている。さらに、2003年6月には、日本公認会計士協会より「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が公表されている。これらは、中小企業の会計の質を向上させる上で、極めて有意義なものであったが、このように複数の異なる計算書類の作成義務が存在することに対して、「利用者である中小企業において混乱が生じかねず、それらを統合すべきである」との指摘が多方面から寄せられていた<sup>17)</sup>。

そこで、2005年3月に、職業会計人であり、かつ、会計参与の有資格者の団体である日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会、中小企業の会計のユーザーを代表する日本商工会議所、企業会計基準の設定団体である企業会計基準委員会を含めた関係4団体が主体となり、学識経験者ならびに中小企業庁、法務省、金融庁の参加を得て「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」が設置された<sup>18)</sup>。その後、次のような手続きを経て、「中小企業の会計に関する指針」の確定・公表に至っている。したがって、「中小企業会計指針」は3つの報告書を統合したものと位置づけることができる。

平成 17 年 6 月 13 日 「中小企業の会計に関する指針」（公開草案）の公表
平成 17 年 6 月 13 日～平成 17 年 7 月 8 日 公開草案に対するパブリック・コメントの募集
平成 17 年 8 月 1 日 広く各界から寄せられたコメントを分

析、検討した上で、「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」において「中小企業の会計に関する指針」が確定

平成 17 年 8 月 3 日関係 4 団体より次の文書等が公表

- ① 「中小企業の会計に関する指針」
- ② 「中小企業の会計に関する指針」の公表について（プレスリリース）
- ③ 中小企業の会計に関する指針（確定版）と公開草案の対照表

平成 18 年 4 月 3 日 「「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案」の公表

平成 18 年 4 月 28 日（改正後）「中小企業の会計に関する指針」の公表

また、企業会計基準委員会は平成 17 年 8 月に「中小企業会計指針」が公表された後に、新しい会計基準ならびに会社法及び会社法関係省令に対応するために、平成 18 年 2 月に「中小企業会計指針」の改正に着手し、平成 18 年 4 月 28 日に（改正）「中小企業会計指針」を公表するに至った。今後も中小企業の実態や関連する法令等の改正に応じて、適時に会計指針の見直しを行い、必要な改正を継続的に行うこととしている。

なお、今回の改正内容は以下の通りである。

- ・ 貸借対照表の純資産の部の表示
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 注記表
- ・ 組織再編の会計

ところで、株式会社及び持分会社の会計の原則は、会社法第 431 条及び第 614 条において「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている」<sup>19)</sup>とともに、会計計算規則の定められるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあつては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられている。

この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の中心となるものは、「企業会計原則」や企業会計基準委員会が公表する会計基準であるが、その他に、企業会計基準委員会が公表する適用指針、実務対応報告及び日本公認会計士協会が公表する委員会報告や実務指針などが総体として「公正なる会計慣行」を

形成しているものと認められる。

また、上場会社等においても法人税法上の処理の規定が参照されていることを考えると（例えば、固定資産の耐用年数や残存価額の取扱い）、法人税法の定める処理も「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」としての側面を有しているといえる。

中小企業にとって、従来、旧商法が規定する「公正なる会計慣行」について、その内容である具体的な会計処理の基準等が必ずしも明確ではなく、中小企業が適用することができる慣行とは何か十分には明確になっていないと指摘されてきた。それゆえに、単に中小企業向きに簡便的なものにしただけのものでなく、「公正なる会計慣行」を形成する総体の一部となるものとして「中小企業会計指針」が作成・公表された意義は大きいと考える。そして、改正された「中小企業会計指針」は、会社法が規定する「一般に公正妥当と認められた企業会計の慣行」のひとつであり、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を形成する総体の一部とされることになった<sup>20)</sup>。

「中小企業会計指針」の目的は次の二つを示すことである。

- ① 中小企業が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理や注記等
- ② 会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり拠ることが適当な会計のあり方

ここで、①は、すべての中小企業にとって計算書類を作成する上での目標として位置づけられているといえる。②は、会計参与が計算書類を作成する場合には、「中小企業会計指針」によることが適当であるという趣旨である。もっとも、会計参与設置会社にあつては、「中小企業会計指針」に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することも当然に認められる。また、会計参与を設置しない会社においても、「中小企業会計指針」により計算書類を作成することが推奨されている。

なお、「中小企業会計指針」の適用対象は、以下を除く株式会社とされる。

- 証券取引法（現金商品取引法）の適用を受ける会社及びその子会社及び関連会社
- 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む）及びその子会社

これらの株式会社は、公認会計士または監査法人の会計監査人監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、「中小企業会計指針」の対象外となる。

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることは変わらない。その場合には、取引の経済的実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。「中小企業会計指針」は基本的に、このような考え方に基づいている。これは、あるべき会計基準はひとつであるという、いわゆるシングルスタンダードの立場である。

しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切といえない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など利害調整への役立ちにより大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適正な経営管理に資することの意義も会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。そこで、「中小企業会計指針」では、中小会社という会社属性に照らして簡便法や一定の条件の下に法人税法で定める計算方法（税法基準）を認めている。これは、言い換えれば、本来適用すべき会計基準を、中小企業向けに「限定的に適用」ということである。

なお、税法基準の会計処理が認められる「一定の条件」とは、次の2つの場合である。

- ① 会計基準が存在せず、かつ法人税法の処理結果が経済実態をおおむね適正に適切に表示しているとき
- ② 会計基準が存在するが、法人税法上の処理結果と重要な差異がないと見込まれるとき

①の例としては、減価償却計算における耐用年数や残存価額などであり、②の例としては貸倒引当金の計算などがあげられる。特に後者はいわゆる税法基準の「逆基準性」へのアンチテーゼとなると思われる。法人税法において損金経理要件や損金算入に関する限度規定があるため、中小企業では計算書類に基づいて申告書を作成するという本来の確定決算主義よりも、法人税等の有利不利を判定してから会計処理を行う傾向が見受けられる。そこで、法人税法上の経理規定等が会計上の利益計算に重大な影響を及ぼさないように、税法基準による場合には、前述のように一定の条件（制限）を課しているのである。

「中小企業会計指針」は、いわゆるシングルスタンダードの立場を採っているが、中小会社向けの会計基準を大会社向けの会計基準とは別に設定するといういわゆるダブルスタンダードとして確立する支持者からは以下のような意見がある。

「現在、産業構造や市場経済の多様化によって、会計及び会計情報に求められるニーズが大きく変化してきている。そこでは、そのニーズに従った各種の会計基準が個別に随時設定されている。その他、例えば、株式会社であっても、公益法人についてはそれに適合した会計基準の設定が求められるのは、公益を目的とする株式会社の固有の属性に着目した制度化の必要性からである。つまり会社属性の差異によって、一般の会計基準と異なる基準が必要となる。したがって、大会社と中小会社においても、会社属性の違うものとして、大会社とは異なる中小会社のニーズにあった、中小会社の会計基準が必要となるとと思われる。」<sup>21)</sup>

#### IV 「中小企業の会計に関する指針」の制度的受容性

中小企業向けの会計基準を設定するアプローチとして、以下の2つが考えられる<sup>22)</sup>。

- ① 中小企業の属性（規模等）を検討することから出発し、中小企業に固有の会計基準を策定するボトムアップ・アプローチ（積み上げ方式）
- ② 大企業向け会計基準を、中小企業の属性（規模等）を考慮して、簡素化する形で策定するトップダウン・アプローチ（簡素化方式）

現行の「中小企業会計指針」は、トップダウン・アプローチにより策定されているが、その内容はかなり高度のレベルの指針であるので、「中小企業会計指針」の適用については、ボトムアップ・アプローチでの段階的な適用モデルを構想するのが現実的であるとの意見がある。中小企業は業種・業態・規模にかなりの多様性があり、会計処理能力のレベルも多様であることから、例えば、税法基準を最低限の基準とし、それに書面添付を付加する方式を経て、現行の中小企業会計指針に至る方式である<sup>23)</sup>。つまり、「中小企業会計指針」の見直しに当たっては、中小企業の属性に即して、まず、「最低限（ミニマムレベル）」の会計処理から検討する考え方である。

このような方式は、米国モデル（OCBOA）のように、税法主義・現金主義をベースとしたボトムアップ・アプローチへの転換を意味する。アメリカでは、会計基準として、大企業向けの会計基準と、現金主義または税法主義に基づく中小会社の会計基準とが2つ存在する。OCBOAには、現金主義や税法主義に基づくものやその他様々なものがあり、中小会社が財務報告の利用者のニーズやコスト等を勘案してその採用を判断している。また、米国公認会計士協会（AICPA）がその手引書として、「現金主義または税法主義による財務諸表の作成・開示の方法」（Preparing and Reporting on Cash-and Tax-basis Financial Statements）を公表しており、これが中小企業に対する「デファクト・スタンダード」として機能している。ただし、これは、会計制度として、適正な会計基準に従って計算された会計上の利益と法人税法上の課税所得の計算が分離しているからできる方式であると考えられる。

わが国のように、金融商品取引法、会社法及び法人税法が有機的に結びついた会計制度の中で、特に確定決算主義によって会計上の利益を税務上の基礎としている仕組みにおいては、税法基準からスタートして、

中小企業会計指針を策定する方式は、法人税法上の規定が会計上の利益の計算に重大な影響を及ぼすことになるかもしれない。確かに、減価償却費の計上など、限度額の規定があるものについては、法人税法の規定に従った方が利便性は高いという一面はあるが、この法人税法の限度額の規定にのみ従った処理をすると、本来であれば適切に計上されるべき費用等が計上されない事態が生じる。賞与引当金はその例としてあげることができる。

社会における諸制度は、その過去における発展過程に依存するものであり、全く新しい制度をそのまま採用することは適切であるとはいえず、会計制度も社会的制度の1つであり、わが国固有の隣接する諸制度との関連を有するので、他の諸制度との調整をしながら改正をしていく必要がある<sup>24)</sup>。したがって、確定決算主義を放棄し、単純に両者を分離して議論することはできないと考える。

しかしながら、「中小企業会計指針」の適用状況は、中小企業庁が実施した「平成19年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分類結果」（最終報告書）<sup>25)</sup>によると、完全に準拠して計算書類を作成している企業は15.9%であり、部分的に準拠して計算書類を作成している企業は33.6%である。また、「中小企業会計指針」の改善ポイントとして、極力簡便な会計処理とする視点を重視して欲しいが36.6%、経営管理にも役立つような会計処理とする視点を重視して欲しい21.5%、税務会計で十分であるが25.1%である。また、会計参与制度の導入状況については、既に導入している8.5%、今後導入する予定である2.3%、導入は考えていない29.5%である。

「中小企業会計指針」の適用状況が低調な原因には、以下の2つの点が考えられる。

- ① コスト・ベネフィット（過重負担の排除）及び経営管理支援機能が不十分である。
- ② 会計参与制度の導入が進んでいない。

①については、簡便的な会計処理を容認することで過重負担の排除を行うことは、場合によっては、経営管理支援機能の向上を阻害することもありうる。両者のトレード・オフの関係を検証しながら、中小企業の

属性に着目して、中小企業の特性に見合った会計処理を再検討することが必要である。

②については、「中小企業会計指針」は会計参与設置会社が計算書類を作成するに当たり拠ることが適当な会計処理などを示すためのものであったが、会計参与制度の導入が進んでいないので、適用状況も悪くなっていると思われる。

前述のように「中小企業会計指針」はその採用を推奨するという立場を採っており、拘束性を強調してはいないが、会社法が規定する「一般に公正妥当と認められた企業会計の慣行」を形成する総体の一部として、実務上の適用を強制できるような枠組みを設けるべきである。なぜならば、いくら中小企業の会計指針として統一的な会計処理を策定したとしても、実務で不均一な適用が行なわれてしまうと、計算書類における重要な財務情報の差異が隠れてしまう恐れがあるからである。ある意味で会計基準それ自体の差異を理解するよりも理解しづらいものになるかもしれない。

ところで、「中小企業会計指針」では、中小企業において、「中小企業会計指針」と大会社（公開会社）向けの会計基準との選択適用を認めている。この点について、ダブルスタンダードではないかという問題提起がなされるかもしれない。しかし、このような選択性を認めることは、中小企業の環境に応じた選択の幅をもたせるものであり、例えば、近く証券市場への上場を目指している中小企業にとっては簡便な方法の選択でなく、大会社向けの会計基準に準拠して計算書類を作成できることが必要である。この場合、「中小企業会計指針」に準拠した計算書類と比較した場合、比較可能性が確保できないかもしれない。ただし、これは弱点であるが、決して欠点ではないのである。あくまでも、中小企業の属性、特に企業の組織化・資金調達を考慮した結果であると思われる。

## V まとめ

わが国の会計制度において、実務上、「中小企業会計指針」を強制する（会計基準として承認する）際には、確定決算主義を堅持していくのであれば、税法基準において改善が必要な部分についてできるだけ会計

基準に近づけておいて、その後に「中小企業会計指針」を適用する方法が望ましいと思われる<sup>26)</sup>。そうすることによって、中小企業において会計処理を「中小企業会計指針」に移行するコストはできる限り引き下げられることになる。

また、会計基準の国際化をめぐる対応可能性で検討したように、金融商品取引法の枠内で個別財務諸表にもIFRSを適用せざるを得ない場合が生じる可能性がある。この場合、シングルアプローチのもとで、中小企業の属性を考慮した「中小企業会計指針」を策定する場合に、IFRSを基に策定するのか、それとも国内基準を基に策定するのか、さらに検討が必要であると思われる。ただし、個別財務諸表に関しては、国内基準に従って個別財務諸表（Ⅰ）を作成し、これとは別に連結財務諸表作成のためにIFRSによる個別財務諸表（Ⅱ）を作成した場合には、個別財務諸表（Ⅰ）は「中小企業会計指針」に資するものと考えられ、個別財務諸表（Ⅱ）は連結財務諸表の作成すなわち投資家等への情報提供に資するものと考えられる。このことは、会計基準の国際化において、シングルアプローチで国内的調和化を考えると、会計制度の中で情報提供目的と利害調整目的を繋ぎあわせる仕組みを構築する必要があることを示唆していると思われる。

## 注

- 1) 岩崎勇「会計基準のコンバージェンスと配当規制」第67回日本会計学会報告書（2008年）、2-3頁を参考にまとめたものである。
- 2) IASBは、中小会社の会計基準（SME会計基準）の適用対象について、量的規準ではなく、「社会一般に対する説明責任（public accountability）」といった質的規準を採用すべきであるとしている。責任の有無の判断規準は、①投資者または他のステークホルダー（外部利害関係）の割合が相当に多いこと、②事業活動の性質上社会的責任を有していること、③財務情報を入手する他の手段がないことからステークホルダーの大多数が外部財務報告に依存していることがあげられ、これを充足しない会社が、「責任がない会社」とされる。
- 3) 岩崎勇、前掲報告書、2頁。
- 4) 具体的には、以下の点を明示している。①米国公開企業はIFRSを財務諸表の基礎として用いることで投資者によ



り良い情報を提供できる。米国会計基準とIFRSを同時に認めることは投資家の混乱を招く。②米国公開企業がIFRSに移行するための計画を開発するために、FASBやSECは協力すべきである。

- 5) CESRは、2005年7月に「特定第三国の公正なる会計基準の同等性及び財務情報の法執行に関する特定第三国のメカニズムの記述に関する技術的助言」を公表し、そのなかで日本の会計基準とIFRSとの差異項目として26項目が指摘され、補正措置を講ずる旨が示唆されていた。
- 6) 郡司健「会計基準のコンバージェンスへの対応とその制度的課題」『企業会計』第60巻第2号、8頁。
- 7) 郡司健、同上書、8-9頁。
- 8) 郡司健、同上書、8-9頁。
- 9) 郡司健、同上書、9頁。
- 10) 郡司健、同上書、9頁。
- 11) 郡司健、同上書、9頁。
- 12) 「連結財務諸表原則」の第二「一般原則」二によると、「連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない」とされている。
- 13) 郡司健、前掲書、9頁。この場合、個別財務諸表に関して情報提供目的と利害調整目的とのそれぞれに相応する財務諸表を認めることになり、企業の負担は大きくなると思われる。
- 14) 郡司健、同上書、9頁。
- 15) 坂本道美「IFRSとのコンバージェンスを巡る日本の展望」『企業会計』第60巻第4号、58頁。
- 16) ドイツでは、資本市場指向的企業はIFRSによる連結財務諸表の作成が求められ、個別財務諸表に関してはすべての企業に国内基準に基づいて作成することが求められる。なお、非資本市場指向的企業は、連結財務諸表について、国内基準またはIFRSの選択が認められている。
- 17) 日本税理士連合会監修・近畿税理士会調査研究部編著『「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社、2006年、2頁。
- 18) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」、「中小会社会計基準」及び「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の3つの報告書等の統合に向けた検討作業が行われた。統合化の作業に当たっては、次の事項が関係4団体で確認されている。

小企業会計基準の設定作業でないこと。

- 統合化された指針に明記されない特定の会計上の問題で重要性がある場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にしつつ処理を行うこと。
- 会計参与を設置しない会社（監査証明を受ける会社を除く）においても、統合化された指針の適用が期待されること。
- 統合化された指針は、各団体所定の手続きを経た上で、各団体が公表した報告書に取って代わること。
- 統合化の作業は、草案を公開し広く意見を求めた上で、平成17年6月公表を目処に行うこと。

- 19) 会社法第431条「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」  
会社法第614条「持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」
- 20) 「中小企業会計指針」の検討委員会座長の安藤教授によれば、中小企業会計指針は旧商法と会社法の両方で「慣行」のなかに含まれるという見解を示している。安藤英義・伊藤眞・小見山満・浅井万富・柳澤義一「「中小企業の会計に関する指針（公開草案）をめぐって」JICPAジャーナル、公認会計士協会、2005年9月号。
- 21) 武田隆二『中小会社の会計指針』中央経済社、2006年、247-248頁。なお、中小会社の会計基準の設定に当たっては、2つの方向から検討が求められる。第1に中小会社という会社属性に照らして必要と考えられる会計処理の基準を組み立てることであり、第2に中小会社の現状ないし実態に即応した会計処理の原則・手続を策定することである。
- 22) 川崎照行「中小企業における簿記の意義と役割」第24回日本簿記学会報告書（2008年）、17-18頁。
- 23) 川崎照行、同上書、18頁。
- 24) 岩崎勇、前掲報告書、21頁。
- 25) 新日本監査法人「平成19年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分類結果」（最終報告書）2008年（3月28日）については、<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei>を参照ください。
- 26) 税法基準による処理は、会計上も会社法上も適正でない場合がある。また、別表調整が少ないほど企業の経理が適切であるというのは誤りで、適切な会計処理を行えば必然的に調整事項が多くなるはずである。

●会計参与が拠るべき会計指針の統合化の作業であり、中